

再意見書

平成23年3月4日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 さま

郵便番号 920-0993

住所 (ふりがな) 石川県金沢市下本多町五番丁26番地
氏名 (ふりがな) 北陸通信ネットワーク株式会社
取締役社長 河合 成海

連絡先

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

提出された意見内容（該当部分）	弊社再意見
<p>【株式会社 STNet 殿】</p> <p>そもそも電気通信分野の競争政策は競争促進による料金の低廉化やサービスの多様化を通じて利用者利益の最大化を図るものと理解しております。</p> <p>その競争には設備競争とサービス競争の二つがあり、両者の適切なバランスをとることが必要です。</p> <p>しかしながら、マスコミ等で一分岐貸しの実現を声高に主張している事業者の言動を見ておりますと「競争事業者の参入促進による料金の低廉化」という側面だけをクローズアップし、自らの利益を図るために光ファイバ接続料を合理的に説明できる範囲を越えて低く設定することを主張しているように思われます。</p> <p>一分岐貸しの接続料金設定は多くの問題を抱えており、弊社は加入光ファイバの接続料算定については現状どおり 1 芯単位に設定することが適切であると考えます。</p>	<p>1 芯単位に設定することが適切であるという株式会社 STNet 殿の意見に賛同致します。</p> <p>ブロードバンドサービスは、市場競争の中でアクセス網が進化し、そのアクセス網の進化があるからこそ、サービスの高度化が進展すると考えています。そこには、適正に設備コストを反映した結果の料金水準があり、その環境の中で料金が低廉化していくことはあるべき方向性と考えます。決して、サービス競争の側面だけを見て接続料を算定してはならないと考えます。</p> <p>また、同様な意見を提出された東北インテリジェント通信株式会社殿、中部テレコミュニケーション株式会社殿、株式会社ケイ・オプティコム殿、株式会社エネルギー・コミュニケーションズ殿、九州通信ネットワーク株式会社殿及び沖縄通信ネットワーク株式会社殿にも賛同致します。</p>

提出された意見内容（該当部分）	弊社再意見
<p>【ソフトバンク BB 株式会社殿、ソフトバンクテレコム株式会社殿、ソフトバンクモバイル株式会社殿】</p> <p>(2) OSU 共用の課題</p> <p>①技術面</p> <p>総論でも述べたとおり、接続事業者 5 社にて、NTT 東日本殿の OSU を用いて、様々なケースを想定した OSU 共用に係る実証実験を行いました。サービス品質、新サービスの追加等に係る実験の結果、OSU 共用は問題なく実現でき、技術面で課題がないことを確認しています。</p>	<p>OSU 共用に関する実証実験では、実験環境の範囲内において問題無いことを確認したことが報告されていますが、検証結果の資料に今後の課題として「(略)、一定の運用ルール（条件・環境。例、最低帯域保証値）を整えれば技術的に実現できると考えられるため、(略)」と記載されているように、今後の各社のサービス仕様によっては、共有する事業者間での調整が必要となることも考えられます。また、</p>

	<p>OSU 改修や取替を行う場合も、共有する事業者間で調整が必要になります。これにより、画一的なサービスになることや設備改修ができなくなる可能性もあり、多種多様な品質の提供や新サービス開発が大きく阻害される要因となってしまいます。</p> <p>従いまして、設備共用では、共用するどの事業者にも技術革新に対するインセンティブが働かず、光アクセス網の進化を止めてしまうという問題があると考えています。</p>
--	--

提出された意見内容（該当部分）	弊社再意見
<p>【KDDI 株式会社殿】</p> <p>4) 1分岐単位接続料の課題</p> <p>①OSU設備を共用することについて、当時から指摘されていたサービスの均一化、新サービス提供の支障という問題は現時点でも解決しているわけではありません。</p> <p>当社の「ギガ得プラン」サービス実現にあたっては、より安く、より良いサービスを機動的にお客様に提供可能とするため、自由なサービス設計を行える自社専用のOSUを設置しております。</p> <p>②当社は2008年以来、8分岐単位での利用により「ギガ得プラン」サービスを提供しておりますが、設備の利用効率を高め、コストを下げるべく企業努力を重ねることにより、8分岐単位の利用でも収支を成立させることが可能となってきております。OSU専用の1分岐単位接続料については、むしろ、1分岐しか利用しないモラルハザード的な利用の懸念が当時から指摘されております。</p> <p>上記から、課題の状況を踏まえ、1分岐単位の接続料については、安易に導入すべきでないと考えます。</p>	<p>KDDI 株式会社殿のように、現行制度の範囲内におきましても、企業努力により成功を収めている実例が存在します。</p> <p>この状況を踏まえると、現時点で1分岐単位接続料の設定をするのではなく、まずは、企業努力による競争環境（設備競争とサービス競争）を継続・促進することにより、市場活性化が図られると考えます。</p> <p>1分岐単位の接続料については、安易に導入すべきでないというKDDI 株式会社殿の意見に賛同致します。</p>